

「大阪協栄サポートローン」の商品説明書

大阪協栄信用組合

1. 商品名	大阪協栄サポートローン <u>※令和2年3月31日新規取扱終了</u>		
	A：創業者向け	B：環境配慮事業者向け	C：農林漁業事業者向け
2. ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす法人または個人事業主の方。 ①オリックス㈱の保証を受けられる方。		
	②当組合の営業区域内で創業を計画されている方。または創業後、決算が2期末満の方	②当組合の営業区域内に店舗又は事業所をお持ちの方。 ③2期以上の決算を終えられている方。	②当組合の営業区域内に店舗又は事業所をお持ちの方。 ③2期以上の決算を終えられている方。 ④農林漁業を営まれている方。
3. お使いみち	運転資金、設備資金		
4. ご融資金額	1百万円以上5百万円以内（10万円単位） 但し創業計画時自己資金の4倍相当額以内	1百万円以上5百万円以内（10万円単位）	
5. ご融資期間	1年以上7年以内（1ヶ月単位）	6ヶ月以上7年以内（1ヶ月単位）	
6. ご融資利率	当組合所定の金利		
7. ご返済方法	毎月元金均等返済。1年以内での元金据置返済が可能です。	毎月元金均等返済。	毎月元金均等返済。 但し、元金の返済周期は3ヶ月毎、6ヵ月毎、1年毎も可能です。
8. ご返済日	当組合との契約により決定させていただきます。		
9. 遅延損害金	ご返済を遅延された場合、当組合所定の遅延損害金をいただきます。		
10. 担保	原則、不要です。		
11. 連帯保証人	法人の場合、原則、代表者の方。 個人事業主の場合、原則、不要です。		
12. 保証料	年3.00%	年1.00%～2.00% 環境ISO14001認証等の認証を取得されている場合は、年1.50% また、環境認証の取得関わらず、保証会社所定の企業定性情報スコアリングシートにおける優遇条件を満たす場合は、年1.00%	年1.00%～2.00% 但し、保証会社所定の企業定性情報スコアリングシートにおける優遇条件を満たす場合は、年1.00%
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申出ください。</p> <p>【大阪協栄信用組合総務部】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：06-6644-6101</p> <p>所在地：〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-9-18</p> <p>なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.osaka-kyoei.co.jp</p> <p>苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関</p>		

	<p>でも受付けています。</p> <p>【大阪地区しんくみ苦情等相談所（一般社団法人 大阪府信用組合協会）】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：06-6941-1441 所在地：〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9</p> <p>【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>・紛争解決措置 公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）、 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センターや仲介センターへ申し出ることも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
14. その他	<p>・お申込みに際し、事前審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・店頭でご返済額の試算をいたします。</p>

(令和2年4月1日現在)